

はしがき

昭和 28 年に創設された外国税額控除制度と平成 21 年に創設された外国子会社配当益金不算入制度は、移転価格税制や外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）等とともに、海外に進出する我が国の内国法人にとって、非常に重要な税制となります。

この外国税額控除制度が国際的二重課税を排除するための重要な制度であることについては、改めて説明するまでもないと考えられます。

これに対し、外国子会社配当益金不算入制度は、法人の所得に対して課される税が存在していない国において子会社形態で事業を行っている内国法人に適用できることから分かるとおり、正確には、国際的二重課税の排除のための制度ということではなく、外国において子会社形態で行う事業から生ずる所得を免税とする制度ということになると考えます。しかし、この外国子会社配当益金不算入制度については、その所得を我が国において免税とすることで、結果として、外国で課税が行われても国際的二重課税を生じさせないという重要な効果が得られることも事実です。

本書は、このように外国税額控除制度と外国子会社配当益金不算入制度が国際的二重課税を排除するという点で海外に進出する内国法人にとって非常に重要となることに鑑みて、『国際的二重課税排除の制度と実務』という題名の下に、これらの制度について解説を行うものです。

本書は、特に以下の点に留意して作成しています。

1. 外国税額控除制度と外国子会社配当益金不算入制度を分かり易く説明すること

外国税額控除制度は複雑な制度であり、また、外国子会社配当益

金不算入制度は平成 21 年度改正によって創設された新たな制度ですから、これらを分かり易く説明することが重要となります。

このため、極力、図や表を使って説明を行うこととしており、特に実務において疑問が生じたり誤りが生じ易いと考えられるところについては、別途、《実務上の留意点》として丁寧に説明を行うことに心がけています。

2. 申告書作成の際の留意点を的確に示すこと

外国税額控除制度はその仕組みが複雑であるため、その申告書別表も複雑となっており、それを誤りなく作成することは、決して容易ではありません。このため、申告書別表を掲げてその作成の際の留意点を示すこととしています。

外国子会社配当益金不算入制度に関しても、申告書別表を正しく作成する必要があることに変わりはありませんので、外国税額控除制度と同様の構成としています。

3. 外国子会社合算税制の平成 21 年度改正部分について詳しく説明すること

平成 21 年度の外国税額控除制度と外国子会社配当益金不算入制度の改正に伴い、外国子会社合算税制に関しても相当程度の改正が行われていますが、この改正により、外国子会社合算税制の性格が変わっており、また、これらの制度が相互に関連する部分が複雑となっていますので、外国子会社合算税制についても、平成 21 年度改正に関する部分については、詳しく説明することとしています。

4. 平成 21 年度改正の経過措置の課税関係を詳しく説明すること

間接外国税額控除制度を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度を創設して、外国子会社合算税制を一部改正する平成 21 年度改正の経過措置には十分に注意する必要がある、この状態が数年間にわ

たって続くことから、この経過措置に関しても、第3部として部を設けて詳述することとしています。

5. 法令・通達の全体構造を正確に示すこと

外国税額控除制度を正しく理解し、また、外国税額控除制度の法令の規定を正しく解釈しようとする場合には、その法令・通達の全体像を正しく把握しておくことが重要となります。

このため、第4部において、外国税額控除制度に外国子会社配当益金不算入制度を加えて、これらの制度の法令と通達の全体構造を示すこととしています。

6. 法令の規定に則して解釈を行うこと

租税法律主義の下では、まず初めに、法令の規定を正しく解釈することが求められることについては、言を俟たないところですが、平成21年度改正以後の外国税額控除制度と外国子会社配当益金不算入制度に関する規定と同改正の経過措置に関する規定については、とりわけその点をはっきりと確認しておく必要があると感じられます。

このため、本書においては、法令の規定に則して解釈を行うということを、特に重視しています。

ただし、後日、平成21年度改正の法令の規定に関する国税庁の解釈通達が発遣されて、同一の法令の規定について本書の解釈と同通達の解釈とが異なっているものがある場合には、読者の皆様方が自ら双方の解釈を比較検討しつつ正しい解釈を行うこととして頂く必要があるという点を付言しておきます。

本書の概要は以上のとおりですが、本書が、外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度及び外国子会社合算税制の実務に携わる皆様方、これらの制度の勉強を志す皆様方、これらの制度に関する税

務調査・審理事務を行う国税職員の皆様方などの日々の実務や勉強等に僅かなりともお役に立つようであれば、幸いです。

最後になりましたが、本書執筆に尽力して頂いた池田真之研究員、池田祐介研究員、松嶋洋研究員、今井正輝研究員に、ここで改めて感謝の意を表することとします。

また、本書の監修を快く引き受けて頂き、実務の観点から多くの有益なご指摘を頂戴した新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人の税理士 佐藤信恵氏及び公認会計士 南波洋氏にも、厚く御礼を申し上げます。

平成 21 年 8 月 31 日

監修者・著者を代表して

日本税制研究所 代表理事

税理士法人 アクト 22 代表社員 朝長英樹